

文献資料
紹介

《第50回》

楠川古老三角徳一別冊古文書ニ対スル説明筆記
寺社御奉行所御書附留

日本林制史調査資料 鹿児島藩第一号より

並びに

山本秀雄

本誌第三十三号に「国有林下戻行政訴訟資料」を紹介したが、

今回の三角徳一の「別冊古文書ニ対スル説明筆記」も同じ目的で収集されていたものであろう。というのは「国有林下戻行政訴訟資料」も、また三角徳一「説明筆記」も同じ農林省編「日本林制史調査資料・鹿児島藩第一号」ペン書マイクロフィルム本に目次を見るからである。しかし残念にも原本は第二次大戦の東京空襲に際し焼失した由を、問い合わせた電話の返事に教えられた。

実は鹿児島藩第一号マイクロフィルム本には三角徳一の九項目の説明筆記をのせているが、第一と第九項に写しの表記が見られる点、原本からの写しを意味していよう。よって本誌には第一項の「寺社御奉行所御書附留」を紹介するが、ちなみに第九項は漁業問題で、鯉魚の塩辛上納が年々滞納しこれを厳しく

戒めている。

なお第一項は本文をご覧願えらるとおわかりのように宗教問題であるが、十八世紀初頭から宝暦年にかけて、一向宗・山伏・修験者・衲宜・神子など宗門関係の入島者が多く、無知恵女童をだまして困る、奉行所役人は不審なる者を詮議し、また寺社も正法によってきびしく沙汰するよう、寺社奉行所から島内各寺に紛敷者^{マキラスシキモ}の吟味を度々命じているが……。更に私の興味を示せば、当時の来島者の目的である。

屋久島は古来、山頂に一品法寿権現を祀り、また山中の洞穴に神事所を設けて無病息災・家内安全・豊漁豊作など祈願する岳参りを行ない自然を大事に守って来たが、この資料にある入島者を岳参りの行事と重ね合わせることが出来るものか、正しい答えを教えてください。

楠川古老三角徳一が別冊古文書ニ対スル説明筆記

第一（今般小生ニテ貼付セシ符箋ノ第一

第二ハ横目ヨリ差出シタル陳情書様ノモ

ナリ。以下同ジ）寺院ニ関スルモノニ

ノニシテ其要領ハ楠川村ヨリ宮之浦村

シテ山林事件は関係無之候。

ノ内字吉時原ノ地所ヲ地料十五貫文ニ

テ借り受ケ居リ候得共元来大山野^{オザンネ}（大

森林原野ヲ云フナリ）ヲ開墾シテ自作

スルコトナレバ宮之浦村が借地料ヲ徴

スベキモノニ無之ニ付楠川村ノ永作地

トナシ地租ハ則チ諸木則チ平木ヲ以テ

上納被仰渡度トノ概要ニ候横目赤崎次

左衛門奉行藥丸宇兵衛岩元助七ノ三氏
ハ何レモ島在籍ノ藩士ニハ相違ナキモ
何年頃ノ人ナルカ是又現今何人ノ祖先
ナルカ判明シ難ク候。

第三ハ前第二ノ申出則チ陳情書ニ対スル

内達ニシテ村中ヨリ其筋ニ正當願書差
出スベシトノ意ニ候而シテ屋久島ノ大
森林原野ハ勝手次第ニ作り取り（作り
取りトハ原野開墾ノ意ニシテ屋久島ハ
原野二三年毎に開墾シテ畑トシテ芋作
ヲナスノ例ナリ故ニコレヲ広義ニ解釈
スレバ屋久島ノ大森林原野ハ勝手次第
ニ伐採開墾シテモ納租ノ義務ナシトノ
意ニ候）御免被仰渡置タル場所ニ付平

木トシテモ上納スベキモノニ無之云々。
第四ハ前第三ニ因リ楠川村百姓ヨリ差出
タル願書。
第五ハ宮之浦下代ヨリ奥書ヲナシテ手形
所ニ進提セシ分。

第六ハ宮之浦人民ニ手形所則チ奉行ヨリ
交渉シテ宮之浦人民ノ承諾ヲ得タルヲ
以テ全村役人ヨリ条件付ノ承諾ヲ差出
シタルモノニ候。

第七ハ右承諾書ヲ得テ手形所則チ奉行藥丸
半兵衛が条件付ノ指令ヲナシタルモノ
ナリ然レトモ其実ハ官権ヲ乱用シ民権
ヲ圧追シテ仲裁ヲナシタルニ過キズト
ノコトニ候。

第八ハ先便ニテ御送付申上タル文書ノ
（残片ノモノ）原本ニ候。
第九ハ鯉魚ノ塩辛ノ上納が年々滞納ニ相
成候タメ右ニ関スル徴戒的ノ達ニシテ
「山入」云々ノ文字モ点在致居リ候得

共左程関係無之様被認申候御熟読奉願
上候
尚外ニ御参考トシテ昨今ノ字吉時ノ字図
御送付申上候右御査収願上候也

明治四十一年六月九日
瀨知昇一

古田良三殿

寺社御奉行所御書附留

正徳年中ヨリ宝暦十二年マデ

写

宝永年間一向宗過分有之候間自身申之義
被仰渡数千人誓詞仕其己後一往者別而相
減候処丑六年以来又々年中数百人被行者
有之不可然事候尤折角遂詮議其科メ申付
事候得共今躰ニ而者不相止年々取広成行
候躰有之最早自身申之詮議無之候右ニ付

而締方之儀被仰渡様茂可有之儀候間申談
候様ニ乞内々宗門役所へ申聞置候処一向
宗頭取十人有之候得共俗躰者四五人ニ而
残者祇宜山伏神子取出地神座向念仏坊式
片輪もの式病者式隠居おし切杯など名乗
衆申立郷山伏躰之者多ク有之候此者共法
元を尋届候処ニ何寺住持より髪を剃呉候

何方惣職より袈裟をもらい候由申出皆以
今日職統兼候人々へ山崇を戒又者一向宗
杯と申候間無智恵女童をだまし候間進入
候到而不届候右何と茂其支配頭無之候間
不叶筈候間自今以後右躰之者共一人茂無
残遂吟味支配所之帳面越置遠近無構年に
一度宛其支配頭江致対面直ニ正法を申聞
一向〇不越様稠敷之沙汰有之候筋被仰付
置候上ニ而不審成者を遂詮議其法元を相
糺候ハハ只今より者納可申哉と申談候由
申出候田舎之儀者過半右願之者共祈念立

